

数値地形図データ修正更新業務  
仕様書

令和8年9月

札幌市まちづくり政策局  
都市計画部都市計画課

## 1 適用範囲

- (1) この仕様書は、札幌市まちづくり政策局都市計画部都市計画課（以下「委託者」という。）が実施する「数値地形図データ修正更新業務」（以下「本業務」という。）の委託に適用する。
- (2) この仕様書に記載のない事項または解釈に疑義が生じた場合は、委託者と十分協議の上、決定するものとする。

## 2 業務の目的

本業務では「令和7年度空中写真画像データ作成及び家屋異動判読業務（貸与資料・札幌市財政局税政部発注）」（以下「税政部業務」という。）及び過年度の「数値地形図データ修正更新業務」（以下「過年度業務」という。）の成果品を使用し、札幌市公共測量作業規程他に則って、数値地形図データの修正更新を行うものである。

また、数値地形図データの更なる活用を図るため、修正更新した数値地形図データを元に、画像データであるTIFFデータを作成する。

## 3 業務の概要

数値地形図データ修正更新

市域面積56.8km<sup>2</sup>（21図郭、別紙区域図のとおり）

## 4 業務委託期間

契約日から令和9年3月19日までとする。

## 5 業務体制等

受託者は本業務の内容等について十分理解し、その目的を達成するために最高の技術を発揮するとともに、委託者と密接に連絡が取れるよう、必要な人員及び体制を常に整えなければならない。

## 6 業務計画書

受託者は、契約後速やかに当該業務実施に関する業務計画書を作成し、提出しなければならない。また、作業実施計画の大幅な変更等、重要事項に変更がある場合については、作業計画変更届を提出し、委託者の承諾を得なければならない。

## 7 主任技術者

- (1) 受託者は、契約後速やかに当該業務の履行を総括・監理するための主任技術者を選任し委託者に通知する。この場合の様式は受託者において定めることができる。
- (2) 主任技術者は測量士の資格を有する者とする。

## 8 業務の内容

- (1) 本業務の修正更新対象区域は別紙区域図に示す範囲とする。

(2) 修正更新するデータは、税政部業務及び過年度業務の成果品を使用する。

(3) 予察

予察は、委託者より貸与される税政部業務の成果品を用いて行うことを原則とする。

(4) 修正数値図化

ア 修正数値図化は、貸与する空中写真画像データ及び同時調整ファイルを使用し、デジタルステレオ図化機を用いて、地図情報を数値形式で取得し記録する。

イ 数値図化は、データ位置・形状等をディスプレイで表示し、その確認を行う。

ウ 取得する数値図化データは、札幌市現況図デジタルマッピング取得要領及び札幌市現況図デジタルマッピング図式に則って、その種類を表す分類コードを付ける。

(5) 現地調査

ア 数値地形図データを作成するために必要な各種表現事項、名称等について現地にて確認を行うとともに、空中写真画像データで確認できない隠蔽部及び経年変化箇所について調査を行い、注記の修正更新などに反映させる。

イ 写真時点以降の大規模な工事箇所がある場合は現地で工事状況を調査し、修正に反映するかを発注者に確認をする。

(6) 修正数値編集

ア 取得した数値図化データは、標高点及び地形図データ等について、漏れ・誤り・接合・位置・密度等の項目を出力図と空中写真及び現地調査資料等と突き合わせて点検する。

イ 修正数値編集は、デジタルステレオ図化機を用いて新たに取得されたデータについて旧数値地形図データとの整合を図るための編集を行う。図形編集装置等によって図形の修正、属性データ等修正、不要データの削除、過年度データの誤りの修正、図形座標の整合性等を図り、修正数値編集済データを作成する。

ウ 隣接図郭間でのデータ接合は、図郭上の座標の一致と地物の連続性を確保するものとする。また、本業務区域外の図郭に地物等の修正が及ぶ場合は、当該部分についても修正を行い提出成果品とする。

エ 図郭内に隣接市町が存在する図郭については、境界部における隣接市町の数値地形図データとの整合性を確認することとする。

オ 修正数値編集済データの修正箇所において精度検証を行う。精度検証は、1図郭に対して任意の4点以上を、デジタルステレオ図化機にて座標を再取得し、修正数値編集済データとの比較検証を行うことを原則とする。検証の結果、精度等に不備が認められた場合は、速やかに委託者に報告し、対応策を協議すること。

(7) 数値地形図データファイル作成

ア 修正数値編集済データから数値地形図データファイルを作成し、札幌市公共測量作業規程及び札幌市現況図デジタルマッピング標準フォーマットに定める形式・構造に従って電子記憶媒体に記録する。

イ 数値地形図データファイルの種類は、下記の2種類を作成する。なお、札幌市DMデータファイルと公共測量DMデータファイルの違いは、別紙1のとおり。

(ア) 札幌市DMデータファイル（レベル2500）

(イ) 公共測量DMデータファイル（レベル2500）

ウ 公共測量DMデータファイルには履歴情報（削除・追加）フラグを付与する。

(8) 画像データ作成

ア 数値地形図データを基に、画像データを作成する。

イ 画像データはTIFF形式、解像度600dpi及び300dpi、ファイルサイズ6 MB程度としデータ変換を行う。

ウ 画像データは、整飾・ノート欄を合わせて表示したデータと内図郭内のみの地形図だけのデータの2種類を作成する。なお、整飾・ノート欄の記載内容は委託者と協議のうえ決定する。

(9) DXFデータ作成

ア 数値地形図データを基に、DXFデータを作成する。

イ レイヤコードは札幌市現況図デジタルマッピング取得要領レイヤに則って付与するものとする。

(10) 品質評価

ア 品質評価

受託者は、本業務で作成する数値地形図データについて、製品仕様書に規定したデータ品質に基づき、完全性、論理一貫性、位置正確度、時間正確度、主題正確度のチェックを行い、不良箇所についてはそれぞれの工程において修正を行う。

イ 品質評価表作成

受託者は、上記アで行った品質評価の結果を、品質評価表として取りまとめる。品質評価表は、製品仕様書に基づき作成する。

ウ メタデータの作成

本業務にて作成する数値地形図データの管理及び利用にあたって必要となる事項を記載したメタデータを作成する。メタデータは、「日本メタデータプロファイル（JMP）Ver2.0」に基づき作成するものとし、データの構成や細分事項については委託者と協議のうえ決定する。

9 社内検査

受託者は、本業務の成果品について社内検査を行うこと。社内検査は、検査員が実施する。検査員には技術士の資格を有する者を選任し、委託者に通知すること。検査員の選任及び通知の様式は受託者において定めることができる。

検査の結果、要求品質が満たされていない場合は、データを修正後に再検査を行う。なお、検査は全てのエラーが無くなるまで行うこととする。

(1) 更新作成された札幌市仕様数値地形図データ（市外データは除く）について、札幌市のデータフォーマット（SDF形式）に適合するように別紙2「検査項目説明書」に示す項目についてプログラム検査を行う。また、図形検査において検査の設定値及び設定値内でも間違いではない図形についてはOKエラーとして処理する（別紙3「DMデータ検査における設定値及びOKエラーについて」に記載）。ただし、検

査23で行う重複検査は、別紙4「検査23 重複検査レイヤ表」に準じる。

- (2) 数値地形図データから出力を行い、地形図表現上の不具合について目視検査を行う。
- (3) 上記(1)及び(2)の検査を行い、エラーがあった場合は、データを修正後に再検査を行う。なお、検査は全てのエラーが無くなるまで行うこととする。

## 10 委託者による検査

受託者は、修正数値編集済データの出力図もしくは画像データを委託者に提出し注記等の校正を受けるものとする。

また、受託者は、令和9年1月22日までに「20 提出成果品(2)」に係る中間成果品を提出し、委託者による検査を受けること。

なお、本検査に伴う委託者からの質問及び修正指示については、最終成果品の提出期限までに適切に遅滞なく対応すること。

## 11 遵守事項等

- (1) 本業務の実施にあたっては、委託者と受託者は常に密接な連絡をとり、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出しなければならない。また、隣接市町において数値地形図データの修正更新等に係る業務を発注している場合は、この業務の請負者とも連絡調整等を図り、業務を進めなければならない。
- (2) 受託者は作業の実施にあたり、適切な工程管理及び精度管理を行い、その結果に基づき、各作業単位の精度管理表及び品質評価表を作成し、委託者に提出するものとする。なお、精度管理及び品質評価の結果不適当と認められた事項については、委託者に連絡するとともに速やかに是正措置を講じるものとする。
- (3) 受託者は、作業の実施にあたり測量調査員に身分証明書を携帯させるとともに、測量調査員は、地元住民等に節度を持って接し、言動に十分注意しなければならない。
- (4) 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、測量調査設計業務情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に、業務実績情報を「登録のための確認のお願い」により業務担当員の確認（記名）を受けたうえ、受注時は契約日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

「登録のための確認のお願い」については、業務担当員が記名した原本を受託者が保管し、複製を業務担当員が保管するものとする。

また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに業務担当員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## 12 環境への配慮について

本業務の履行にあたっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

## 13 札幌市情報セキュリティポリシーの遵守について

本業務の履行にあたっては、札幌市情報セキュリティポリシーに基づき、別紙5「セキュリティ保全に係る事項」に規定する諸事項を遵守すること。

## 14 成果品

成果品はすべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の承諾を受けずに公表、貸与、使用及び流用をしてはならない。なお、提出するデータについてはウイルスチェックを行うこと。

## 15 成果品に関する著作権について

本業務の履行により製作を行った地理空間情報（以下「本成果」という。）について、一切の知的財産権（著作権法61条2項で定める著作権法27条、28条の権利を含む）、中間成果物及びその他本成果について発生するすべての権利を、札幌市に譲渡する。また、中間成果物及び本成果について、著作者人格権を行使しないものとする。

## 16 官公庁・その他への手続き等

本業務に係る関係官公庁等への諸手続き（公共測量に関する手続きを含む）は、委託者と打ち合わせのうえ受託者において迅速に行うものとする。

また、公共測量に定める所定の手続き並びに届け出を行うため、受託者は、業務計画書と合わせて製品仕様書を作成し提出するとともに、業務完了時にメタデータファイルを提出すること。

## 17 測量成果の検定

(1) 受託者は、納入する測量成果品等について、検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受け、同機関の発行する検定証明書及び測量成果品検定記録書を提出すること。

(2) 検定の対象範囲については委託者と協議のうえ決定する。

## 18 準拠する法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書、札幌市数値地形図データ（地図情報レベル2500）製品仕様書及び札幌市公共測量仕様書、札幌市公共測量作業要領によるほか以下の関係法令等に準拠して実施すること。

(1) 測量法

(2) 測量法施行規則

(3) 札幌市公共測量作業規程（作業規程の準則を準用）

- (4) 札幌市現況図デジタルマップ作成作業特記仕様及び同運用基準
- (5) 札幌市現況図デジタルマッピング取得要領、札幌市現況図デジタルマッピング標準フォーマット、札幌市現況図デジタルマッピング図式、札幌市現況図デジタルマッピングデータファイル説明書、札幌市現況図デジタルマッピング現地調査作業要領

## 19 貸与資料

- (1) 税政部業務仕様書
- (2) 税政部業務受託者から提出のあった業務実施計画書
- (3) 撮影記録及び撮影精度管理表
- (4) 令和7年度カラー空中写真画像データ（単写真）及び同時調整成果
- (5) 撮影実績図
- (6) 令和7年度カラー空中写真画像データ（精密オルソ写真データ）：一式
- (7) 令和2～7年度版修正更新 札幌市DMデータファイル（レベル2500）：一式
- (8) 令和2～7年度版修正更新 公共測量DMデータファイル（レベル2500）：一式
- (9) 札幌市数値地形図データ（レベル2500）地理空間情報データ製品仕様書：一式
- (10) 札幌市町名データ（シェープファイル）
- (11) 札幌市公園緑地データ（シェープファイル）
- (12) その他必要資料

## 20 提出成果品

- (1) 令和8年度版修正更新 札幌市DMデータファイル（レベル2500）：一式
- (2) 令和8年度版修正更新 公共測量DMデータファイル（レベル2500）：一式
- (3) 令和8年度版修正更新 画像データファイル（TIFF形式、整飾・ノート欄有版、無版）：一式
- (4) 令和8年度版修正更新 DXFデータ：一式
- (5) 各種データファイル及び説明書：一式
- (6) メタデータファイル：一式
- (7) 精度管理表及び品質評価表：一式
- (8) 社内検査記録書：一式
- (9) 打ち合わせ記録簿：一式
- (10) 検定証明書及び測量成果検定記録書：一式
- (11) その他作成資料